

議員報酬等について

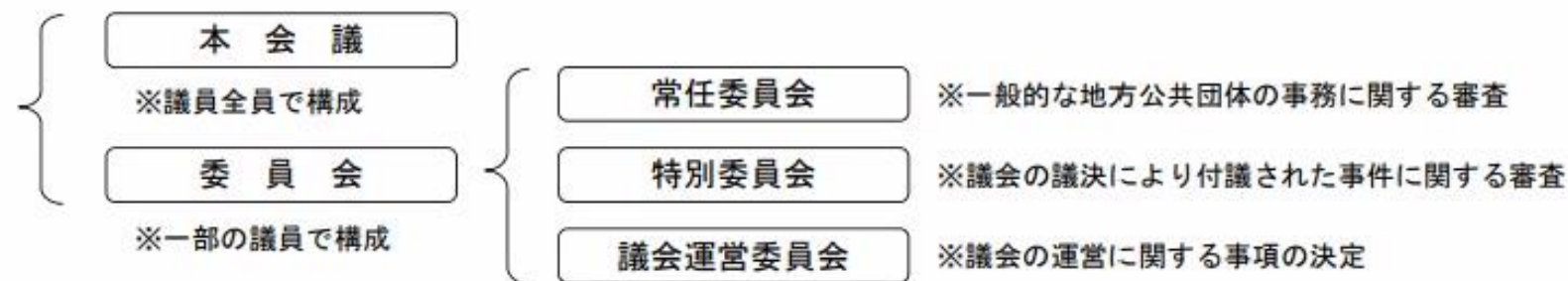
- 議会とは
- 大野市議会・大野市議会議員の活動原則
- 議員報酬とは
- 政務活動費とは
- 地方議会議員年金制度廃止までのあらまし

議会とは

議会とは、地方公共団体の議事機関であり、住民から直接選挙された議員で構成される。

(1) 組織及び種類

- ・ 議員定数は、条例で定める。(法 § 90、§ 91)
- ・ 議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。(法 § 103)
- ・ 本会議と委員会については、下図のとおりである。(法 § 109)



定例会と臨時会は、以下のとおりである。(法 § 102)

定例会：付議案件を問わず、毎年条例で定める回数が招集される。あらゆる案件を取り上げることができる。**※大野市議会にあっては、定例会は毎年3月、6月、9月及び12月の年4回招集される。**

臨時会：必要に応じ、あらかじめ告示された特定の付議事件を処理するために招集される。

※ 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。この場合、条例で定例日を定めなければならない。(法 § 102の2)

(2) 議会の権限 (法 § 96 など)

主な議決事項：条例の制定・改廃、予算・決算、主要公務員の任命 等がある。

その他の権限として、意見書の提出、調査、監査請求、請願の受理等がある。

出典：総務省ホームページ「地方自治制度の概要」

大野市議会・大野市議会議員の活動原則

●大野市議会基本条例（抜粋）

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、最小の経費で最大の成果を挙げる努力がなされているか、又は市政運営が適正に行われているかどうかを監視及び評価を行うとともに、市民の関心を高める議会運営を行うこと。
- (2) 自由な討論の場であるとの認識に立って、議員相互の自由な立場での討議を通して論点を明らかにし、意見の相違又は共通点を認識する中で、議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 市民の代表機関であることを常に自覚し、公正かつ透明で、市民に信頼される、身近でわかりやすい、開かれた議会運営に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、政策提言を行うとともに、必要な政策を自ら立案し、市長等に提案することに努めること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 自らが市民の代表であることを深く自覚し、広範で積極的な活動に努めるとともに、公平性及び透明性を重んじて行動すること。
- (2) 議会活動に必要な見識を深め、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 合議制の機関である議会の構成員として、様々な市政の課題及び当該課題に対する市民の意見、要望等を的確に把握し、市民福祉の向上のために活動すること。
- (4) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を推進すること。

議員報酬とは

- 地方自治法第203条に基づいて、議員としての役務の提供に対する対価として支給されるものです。

大野市議会議員の報酬は、「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」により金額が定められています。

◆地方自治法（抜粋）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

◆議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 448,000円

副議長 月額 377,000円

議員 月額 357,000円

政務活動費とは

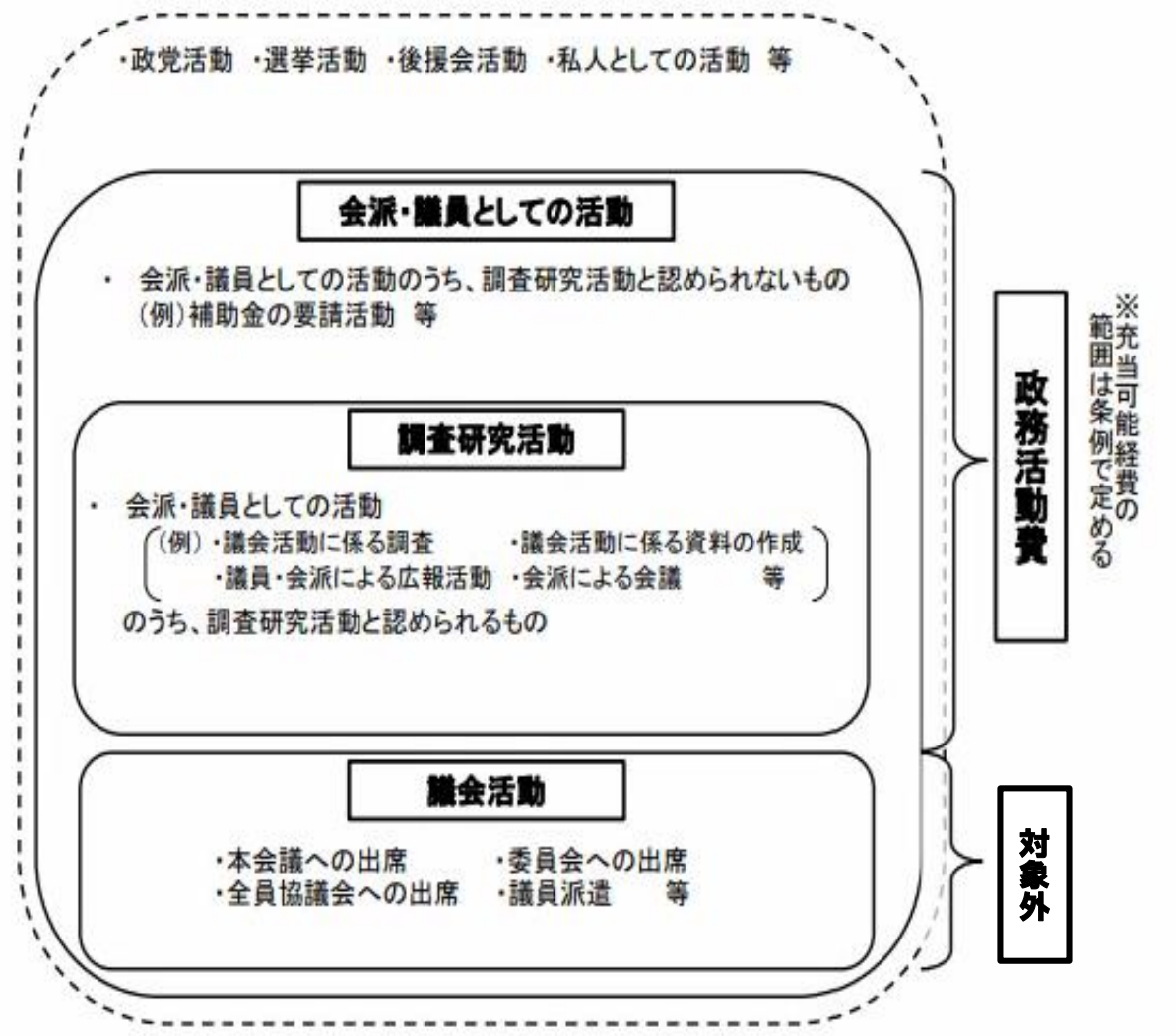
平成12年に議員立法で「政務調査費」が創設され、その後 三議長会の要望を踏まえた議員修正により、平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正されました。

大野市においては、平成12年創設以前より、政務調査費が交付されてきました。
現在は、月額40,000円（年額480,000円）を政務活動費として交付されています。

●大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額40,000円を交付する

政務活動費の対象



出典：総務省ホームページ

地方議会議員年金制度廃止までのあらまし

▶ 議員年金制度（互助年金制度）の発足

昭和36年6月8日公布、同日施行の「地方議会議員互助年金法」により地方議会議員の互助年金制度として、同年7月1日にスタート。

地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ議員及びその遺族の生活の安定に資することを趣旨とするもので、任意加入であった。

互助年金を給するための組織として、都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会、町村議会互助会がそれぞれ設立された。

昭和37年9月8日、地方公務員共済組合法（現「地方公務員等共済組合法」）が制定される際に、同法第11章に「地方議会議員の年金制度」として規定され、同法が同年12月1日に施行により、地方議会議員互助年金法は廃止とともに同法に統合され、すべての地方議会議員を対象とした強制適用の年金制度となり、組織も都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会が設立された。

▶ 議員年金制度の経過と廃止

地方議会議員年金制度は、昭和37年の創設以来、「一時金制度の創設」、「共済給付金の公費負担制度の実施」、「年金額の物価スライド改定の実施」、「他の公的年金制度との重複期間に係る控除規定の導入」、「退職年金の支給開始年齢の引き上げ」、「特別掛金制度の導入」などの改正を経てきたが、全国的に実施されたいわゆる平成の大合併が大規模かつ急速に進んだことによる議員数の急減に加え、行政改革に伴う議員数や議員報酬の削減が行われたことにより、市・町村議会議員共済会の財政状況が急速に悪化し、平成23年度には年金を含む共済給付金に要する積立金の枯渇が見込まれる極めて危機的な状況となった。

そのため、総務省、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、平成21年度より制度の見直しを検討してきたが、平成23年5月27日に地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が成立し、平成23年6月1日の施行をもって地方議会議員年金制度が廃止となった。

出典：市議会議員共済会作成HP及び議員年金の手引き